

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 9. 1

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

大韓民国の政党は国外に別途の組織を置くことができません。

- ◎ 大韓民国の政党は国外に別途の支部または党員協議会を設置したり下部組織運営のために事務所を置くことができません。

大韓民国の政党は「政党法」第 3 条により首都のソウルに中央党を、特別市・広域市・道に各々の市・道党を置くことができ、同じ法第 37 条により国会議員地域区および自治区・市・郡、邑・面・洞に限って党員協議会を置くことができます。したがって、政党は国外に別途に支部または党員協議会を設置できず、下部組織を運営するために事務所を置くことができません。ただし、国外にある党員らが自発的に党員集合体を構成したり特定政党の政策を支持・後援する在外同胞らが公職選挙と関係がなく団体を設立するのは「選挙法」および「政党法」上、さし支えありません。

※大韓民国国民でない外国人は大韓民国政党の党員になれない。(政党法第 22 条)

[自発的な党員会の名称関連の質疑回答]

□ 国外党員らの自発的な集合体の名称を「党員協議会」としてはならない。

(2010.1.15.中央選挙管理委員会委員長の回答)

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。